

平成29年第6回 三種町選挙管理委員会会議録

- 1 開催日時 平成29年6月1日(木) 午前9時
- 2 開催場所 三種町役場農政庁舎 大会議室
- 3 出席委員 近藤 範夫、田村 明、川田 耕司、加賀谷 得子
- 4 欠席者 なし
- 5 事務局 書記長 腰丸 豊、  
書記 三浦 保、門間 淳子、近藤 一仁
- 6 付議された案件は、次のとおりである。
  - (1) 報告第12号 秋田県知事選挙及び秋田県議会議員補欠選挙の投開票結果について
  - (2) 議案第37号 選挙人名簿に登録することについて
  - (3) 議案第38号 選挙人名簿から抹消することについて
  - (4) 報告第13号 登録の移替えをした者について
  - (5) 報告第14号 選挙権を有する者の50分の1の数について
  - (6) 報告第15号 選挙権を有する者の3分の1の数について

午前8時55分開会

腰丸書記長 おはようございます。定刻前ではありますが、みなさんお揃いですので、只今から平成29年第6回三種町選挙管理委員会を開会致します。始めに、近藤委員長よりご挨拶いただいて、引き続き進行方よろしくお願い致します。

近藤委員長 おはようございます。みなさん農作業の方も、大規模農家の方もほぼ終了したようです。今日は、会場も変わりまして審議となりますが、よろしく審議の方お願い致します。

それでは、本日の会議録署名委員の指名ということで、本日は田村委員と川田委員にお願いしたいと思います。

それでは早速案件に入りたいと思います。

報告第12号の「秋田県知事選挙及び秋田県議会議員補欠選挙の投開票結果について」ということで、事務局より説明をお願いします。

門間書記 はい。報告第12号「秋田県知事選挙及び秋田県議会議員補欠選挙の投開票結果について」。

平成29年4月9日執行の秋田県知事選挙及び秋田県議会議員

補欠選挙における投開票結果は、別紙のとおりである。

2 頁目をお開きください。

秋田県知事選挙、秋田県議会議員補欠選挙の順にご説明致します。

まず、秋田県知事選挙の投票結果でございますけども、2 頁の表にありますとおり、当日の有権者数につきましては、15,250 人、投票者数は、8,757 人、投票率は、57.42%、となっております。ちなみに8 年前の21 年の知事選挙の投票者数は10,895 人で投票率は63.86%でしたので、比較するとマイナス6.44%となります。また、今回の選挙における期日前投票数は4,050 人でその内訳を次の3 頁に記載しておりますのでご覧ください。

期日前投票率は26.07%でしたが、投票者総数8,757 人のうちの割合は46.25%となり、全体の半数近くの方が期日前投票を利用されたこととなります。

次に4 頁をご覧ください。開票結果の内訳はご覧のとおりとなっております。⑨持ち帰りが「-1」となっておりますが、これは4/1に発生した2重交付分の1票を持ち帰り-1として扱っております。

5 頁からは、県議補欠選挙について記載しております。当日の有権者数は15,245 人、投票者数は8,711 人で投票率は57.14%でした。2 年前の平成27 年の県議会議員一般選挙における投票率は62.93%でしたので、こちらも5.79%落ち込んでおります。2 年前は地元からの候補者もおりまして、今回は補欠選挙ということで投票率が思いのほか上がらなかったのではと思われます。次の6 頁から7 頁には期日前投票の状況と開票結果を載せておりますので併せてご確認ください。

報告第12 号の説明は以上です。

近藤委員長 はい。只今の説明につきまして、何かご意見、ご質問等ございましたら、ご発言をお願いします。

(「ありません。」の声有り。)

近藤委員長 特に質問等無いようですが、報告第12 号を原案どおり承認してよろしいでしょうか。

(「はい。」の声有り。)

近藤委員長 それでは、本案は原案どおり承認と致します。

続きまして、議案第37号「選挙人名簿に登録することについて」ということで、事務局より説明をお願いします。

#### 門間書記

はい。議案の説明に入る前に、平成28年12月2日に公布され、本日6月1日に施行となった公職選挙法の一部改正のうち選挙人名簿の登録制度等の見直しの内容について簡単にご説明致します。お手元の資料1をご準備ください。

まず公職選挙法第22条（登録）についてですが、選挙人名簿の定時登録については、登録月の1日現在で登録される資格を有する者を、当該登録月の2日に選挙人名簿に登録しなければならないこととされておりましたが、今回の改正により、登録月の1日現在で登録される資格を有する者を同日に選挙人名簿に登録しなければならないと改正されましたので、今回の定時登録から登録月の1日に選管を開催することとなりました。また、1日が休日に当たる場合についても、新たに登録月の1日又は同日の直後の地方公共団体の休日以外の日と定められましたので、1日が休日の場合は、休み明けの月曜日に開催されることとなります。

次に第23条（縦覧）についてです。これまで登録後の3日から7日までの間、選挙人名簿に登録した者の氏名、住所、生年月日を記載した書面を縦覧に供さなければならないこととされており、またその縦覧場所を縦覧開始の日前3日までに告示することとされておりましたがその縦覧制度が廃止されることとなります。

これに伴いまして、2頁目にありますように、第24条（異議の申出）がこれまで縦覧の期間内に異議の申出ができることとされておりましたが、縦覧の廃止によって、申出の期間を通常に登録月であれば、登録の行われた日の翌日から5日間、選挙の告示の日から当該選挙の期日の前々日までの間に登録月の1日がある場合は、当該登録が行われた日の翌日に定められたものです。

最後に期日前投票の事由の追加についてですが、これまで期日前投票を行う場合は、なぜ当日投票所にいけないのかを1から5までの理由に該当する場合とされておりましたが、そこに「天災または悪天候により投票所に到達することが困難であること」が1つ追加されております。3頁目に表を載せておりますが、入場券の裏面に印刷している要件に次のように1つ追加されるということになります。簡単ですが、公職選挙法の改正内容についての説明は以上で、引き続き議案の説明をさせていただきます。

議案第37号「選挙人名簿に登録することについて」。

公職選挙法第22条第1項の規定により、別紙の者を平成29年6月1日付けで選挙人名簿に登録する。

説明致します。

本日の選挙人名簿の登録につきましては、4月9日の秋田県知事選挙及び秋田県議会議員補欠選挙の選挙時登録後の新有権者と転入3カ月経過の登録となります。

まず、「1」の新有権者登録でございますが、選挙時登録後、平成11年4月11日から平成11年6月2日までの方が対象となります。人数は、男17人、女14人、計31人となります。

次に、「2」の転入登録については、6月1日基準日での登録は、平成29年3月1日以前より引き続き三種町に居住している方が対象となります。転入日では、平成28年12月30日から平成29年3月1日までに転入した方で、人数は、男12人、女5人、計17人。

よって、新有権者と転入3カ月経過による本日の登録者総数は、男29人、女19人、合計48人となります。

対象者につきまして、別冊の名簿をご覧ください。

新有権者登録につきましては、1頁に、転入登録につきましては、2頁に記載しております。

議案第37号の説明は、以上でございます。

近藤委員長 はい。それでは名簿を確認の上、ご意見、ご質問等ございましたら、お願いします。

(各委員、暫時資料を確認)

近藤委員長 皆さん、何かございませんか。

(「特にありません。」の声有り。)

近藤委員長 無いようでございますが、議案第37号を原案どおり決定してよろしいでしょうか。

(「意義ありません。」の声有り。)

近藤委員長 ご異議無いようですので、議案第37号を原案どおり決定することと致します。

近藤委員長 次に、議案第38号「選挙人名簿から抹消することについて」。事務局より説明の方をお願いします。

門間書記 はい。議案第38号「選挙人名簿から抹消することについて」。  
公職選挙法第28条の規定により、別紙の者を平成29年6月  
1日付けで選挙人名簿から抹消する。

説明致します。

本日の抹消は、選挙時登録後、基準日6月1日までの死亡と転  
出4カ月経過の抹消となります。

まず、「1」の死亡抹消者でございますが、死亡の届出が平成2  
9年4月8日から6月1日までとなり、男17人、女28人、計  
45人となります。

次に、「2」の転出抹消者でございますが、今回は、平成29年  
2月1日以前に三種町から転出した者が4カ月経過の対象で、転  
出日の範囲は、平成28年12月9日から平成29年2月1日ま  
で。人数は、男14人、女20人、計34人となります。

よって、本日の抹消者総数は、男31人、女48人、合計79  
人となっております。

対象につきまして、死亡抹消は別冊名簿の3頁から4頁まで、  
転出抹消は5頁に記載しております。

以上で、議案第38号の説明を終わります。

近藤委員長 はい。それでは、名簿を確認いただきながら、ご意見等ござい  
ましたらお願いします。

(各委員、暫時資料を確認)

近藤委員長 何かございませんか。

(「特にありません。」の声有り。)

近藤委員長 それでは、議案第38号を原案どおり決定してよろしいでしょ  
うか。

(「異議ありません。」の声有り。)

近藤委員長 ご異議無いようですので、議案第38号を原案どおり決定致し  
ます。

続きまして、報告第13号「登録の移替えをした者について」。  
説明をお願いします。

門間書記 はい。報告第13号「登録の移替えをした者について」。

平成29年6月1日付けの定時登録に係る登録の移替えをした  
者は、別紙のとおりである。

平成29年3月10日から平成29年6月1日までの町内転居により投票区の移替えをした者

男20人 女44人 合計64人

説明致します。

登録の移替えにつきましては、4月の知事選挙の選挙人名簿のデータを作成した3月9日の翌日以降の分につきましては、選挙が終わるまで便宜上移替えを行わない取扱いにしておりましたので、今回は、3月10日から6月1日までの町内転居を対象としておりますので、人数が多くなっております。

対象者ですが、別冊名簿の6頁から10頁に記載の64人となっております。

説明は、以上です。

近藤委員長 はい。それでは、名簿をご確認いただきまして、ご意見、ご質問等ございましたらご発言願います。

(各委員、暫時資料を確認)

(「特にありません。」の声有り)

近藤委員長 それでは、特に無いようですので、報告第13号を原案どおり承認したいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議ありません。」の声有り。)

近藤委員長 ご異議無いようですので、報告第13号を原案どおり承認致します。

続きまして、報告第14号と報告第15号につきましては、関連性がございますので、一括上程と致します。

報告代14号「選挙権を有する者の50分の1の数について」、報告代15号「選挙権を有する者の3分の1の数について」、説明の方お願い致します。

門間書記 はい。報告第14号「選挙権を有する者の50分の1の数について」。

地方自治法第74条第1項及び第75条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数は310である。

これにつきましては、下に記載の直接請求の必要署名数となっております。この数については6月定時登録の選挙人名簿登録者

数が算出基礎となりますので、11頁の選挙人名簿登録者数をご覧ください。

左から、秋田県知事・県議会議員補欠選挙の選挙時登録時の登録者数が、合計で15,510人でした。これに対しまして、今回6月定時登録の抹消者数が79人、登録者数が48人、差引きしました今回の名簿登録者数が15,479人で、選挙時登録から31人の減となっております。この15,479人の50分の1の数が310となります。

続きまして、報告第15号「選挙権を有する者の3分の1の数について」。

地方自治法第76条第1項、第80条第1項及び第81条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数は5,160である。

これにつきましても、下に記載の直接請求に関する数で、今回の選挙人名簿登録者数15,479の3分の1ですので5,160となります。

以上で、報告第14号と第15号の説明を終わります。

近藤委員長 只今の説明につきまして、ご質問、ご意見等ございましたら、お願い致します。

(「ありません。」の声有り。)

近藤委員長 はい。ご質問等無いとのことですが、報告第14号、第15号を原案どおり承認してよろしいでしょうか。

(「異議ありません。」の声有り。)

近藤委員長 ご異議無いとのことですので、報告第14号、第15号を原案どおり承認することと致します。

近藤委員長 それでは、その他について事務局からお願いします。

門間書記 はい。それでは、14頁の方で、今後の日程についてご説明致します。

(以下、資料に基づき説明。)

(その後、意見交換)

近藤委員長 委員の皆さんから、他に何かございませんか。

(「ありません。」の声有り。)

近藤委員長　それでは、これで本日の委員会を終了致します。

午前9時55分閉会

会議のてん末・概要に相違ないことを証明するためにここに署名する。

委員長 \_\_\_\_\_

署名委員 \_\_\_\_\_

署名委員 \_\_\_\_\_